

改正案

現行

(業務の規制)
第二十四条 (略)

2) 10 (略)

11 証券会社府令第三十条の規定は、法第十四条第一項において準用する証券取引法第四十一条第一項に規定する取引報告書について準用する。この場合において、証券会社府令第三十条第二項第一号中「法第三十四条第一項第八号」とあるのは「証券取引法第三十四条第一項第八号」と、同条第二項第二号イ中「法第二条第八項第三号の二」とあるのは「証券取引法第二条第八項第三号の二」と、同号ロ中「法第二条第一項第一号から第四号まで及び第八号」と、令第一条とあるのは「証券取引法施行令第一条」と、同項第三号中「法第五十六條の七第二項第三号」とあるのは「証券取引法第五十六條の七第二項第三号」と、「有価証券等清算取次ぎ」とあるのは「有価証券等清算取次ぎ(証券取引法第二条第二十九項に規定するものをいう。以下同じ。)」と、同項第五号中「法第二条第三項第一号」とあるのは「証券取引法第二条第三項第一号」と、同項第七号中「法第八十二条第一項第三号」とあるのは「証券取引法第八十二条第一項第三号」と、「法第七十二条の二第二項第一号」とあるのは「証券取引法第七十二条の二第二項第一号」と、同条第三項中「法第二十九条の二第二項第一号二」と、同条第四項中「前条各号」とあるのは「証券会社に関する内閣府令第二十九条の四各号」と、同条第六項中「第二十九条の二第二項」とあるのは「証券会社に関する内閣府令第二十九条の二第二項」と、「第三項」とあるのは「証券会社に関する内閣府令第三十条第三項」と読み替えるものとする。

12) 30 (略)

(業務の規制)
第二十四条 (略)

2) 10 (略)

11 証券会社府令第三十条の規定は、法第十四条第一項において準用する証券取引法第四十一条第一項に規定する取引報告書について準用する。この場合において、証券会社府令第三十条第二項第一号中「法第三十四条第一項第八号」とあるのは「証券取引法第三十四条第一項第八号」と、同条第二項第二号イ中「法第二条第八項第三号の二」とあるのは「証券取引法第二条第八項第三号の二」と、同号ロ中「法第二条第一項第一号から第四号まで及び第八号」とあるのは「証券取引法第二条第一項第一号から第四号まで及び第八号」と、令第一条とあるのは「証券取引法施行令第一条」と、同項第三号中「法第五十六條の七第二項第三号」とあるのは「証券取引法第五十六條の七第二項第三号」と、「有価証券等清算取次ぎ」とあるのは「有価証券等清算取次ぎ(証券取引法第二条第二十九項に規定するものをいう。以下同じ。)」と、同項第五号中「法第二条第三項第一号」とあるのは「証券取引法第二条第三項第一号」と、同条第三項中「法第二十九条の二第二項第一号二」とあるのは「証券会社に関する内閣府令第二十九条の二第二項第一号二」と、同条第四項中「前条各号」とあるのは「証券会社に関する内閣府令第二十九条の四各号」と、同条第六項中「第二十九条の二第二項」とあるのは「証券会社に関する内閣府令第二十九条の二第二項」と、「第三項」とあるのは「証券会社に関する内閣府令第三十条第三項」と読み替えるものとする。

12) 30 (略)